

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、

平成 27 年（ワ）第 34 号 損害賠償請求事件

原告 第 2 陣・相双地区住民ら

被告ホールディングス株式会社

準備書面（393）

旧緊急時避難準備区域について（2）

旧緊急時避難準備区域の住民に対する直接請求手続における賠償

令和 4 年 2 月 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 清

同 金 山 伸 宏

同 中 嶋 乃 扶 子

同 小 谷 健 太 郎

同 川 見 唯 史

被告訴訟復代理人 弁護士 三 森 健 司

同 堀 口 拓 也

外

目次

第1 権利・利益の侵害について	- 4 -
1 旧緊急時避難準備区域における法律上保護される利益の侵害について ...	- 4 -
(1) はじめに	- 4 -
(2) 旧緊急時避難準備区域の居住者に生じたと考え得る利益侵害の内容・程度について	- 5 -
(3) 本件事故による利益侵害が継続したと考え得る期間について	- 5 -
(4) 小括	- 7 -
2 本件訴訟における田村市都路町又は広野町の居住者に旧緊急時避難準備区域の居住者を超える権利・利益の侵害を認める一般的な理由はないこと	- 7 -
3 小括	- 8 -
第2 旧緊急時避難準備区域の住民に対する財産的損害の賠償の実情	- 9 -
1 はじめに	- 9 -
2 営業損害、就労不能損害	- 9 -
(1) 就労不能損害の賠償	- 9 -
(2) 営業損害の賠償	- 10 -
3 追加的費用（避難・帰宅費用、一時立入費用等）	- 11 -
(1) 移動交通費	- 12 -
(2) 宿泊費・家賃	- 13 -
(3) 家財道具移動費用	- 14 -
(4) 生活費増加費用	- 14 -
(5) 同一世帯内移動費用	- 15 -
(6) 一時立入費用	- 15 -
(7) 包括請求方式の導入	- 17 -
(8) 住宅等の補修清掃費用の賠償	- 19 -
(9) 通院交通費等の生活費の増加分の賠償	- 19 -
(10) 追加的費用等の小括	- 19 -

4	立木及びしいたけ原木に係る財物賠償	- 20 -
5	学童補償（避難等に関連した学校生活等における精神的損害）	- 20 -
6	小括	- 21 -

本件訴訟の原告らのうち一部の者（世帯番号112、同144及び同145）については、本件事故時の居住地は政府による避難指示の対象とはならず、緊急時避難準備区域の指定を受けたにとどまる。

本書面では、旧緊急時避難準備区域に関し、①権利・利益の侵害について被告の主張を整理し（「第1」）、②旧緊急時避難準備区域の住民に対する財産的損害の賠償の内容（実施している賠償の項目、支払額の算定方法等）について、賠償対象項目ごとに詳述する（「第2」）。

第1 権利・利益の侵害について

1 旧緊急時避難準備区域における法律上保護される利益の侵害について

（1）はじめに

被告準備書面（392）・「第1」において詳述したとおりであるが、旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の1か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域（緊急時避難準備区域）であって、そのような指示のもとで生活をすることにより日常生活上の行動に事実上一定の制約が生じたとみられるものの、政府の指示により避難を余儀なくされたものではない。そして、健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなく、緊急時避難準備区域の指定も平成23年9月30日をもって解除されている。

こうした中、被告は、旧緊急時避難準備区域の居住者に対して、各自180万円の精神的損害の賠償金を支払っているほか、これとは別途に財産的損害の賠償も行っており、中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準による額を超える損害が各原告らにより具体的に主張・立証されない限り、慰謝料としてさらに賠償されるべき部分があるとは到底評価し得ない。

以下、これらの点について詳述する。

(2) 旧緊急時避難準備区域の居住者に生じたと考え得る利益侵害の内容・程度について

旧緊急時避難準備区域においては、政府による避難指示がなされたものではなく、本件事故直後はもちろん、一貫して、健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなく、本件事故直後の客観的状況に照らして屋内退避や避難の「準備」を求められたものであり、区域の指定も平成23年9月に解除されている。

すなわち、本件事故前の生活基盤に対する影響の程度という観点からみると、旧緊急時避難準備区域においては、政府による避難指示の対象となった区域とは異なり、従前の居住地における生活基盤から隔絶されることが強制されたものではなく、居住や立入についても制約が課されていなかったことから、本件事故以前に享受していた生活基盤における生活への制約は限定的であった。また、本件事故から区域の指定が解除された平成23年9月30日までの期間も約6か月半にとどまっており、政府により避難指示がなされた区域のように長期化したものではない。

このように、旧緊急時避難準備区域は、避難指示がなされた区域と比べて、その住民に生ずる利益侵害の程度が格段に小さかったといえる。

(3) 本件事故による利益侵害が継続したと考え得る期間について

上述のとおり、旧緊急時避難準備区域においてはそもそも健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなかったもので、それゆえに避難指示の対象とはならず、緊急時避難準備区域の指定自体も平成23年9月30日をもって解除されている。区域の指定解除に向けては、対象自治体が復旧計画を策定の上で政府（原子力災害対策本部）に提出し、これに基づく政府と福島県や関係市町村との意見交換や連携を経た上で原子力安全委員会が指定解除につき「差し支えない」と回答したものであり、このような経緯を経て平成23

年9月30日をもって区域の指定が解除されている¹。また、教育機関、行政機関、公共交通網、商業施設、医療機関も区域の指定解除の前後を通じて順次再開し、そのような実情は新聞や広報誌、インターネット等を通じて周知されていたことから、旧緊急時避難準備区域においては現に相当数の住民が自主的な避難を選択することなく居住を継続していた上、区域の指定解除後はその多くが元の居住地に帰還している（以上、旧緊急時避難準備区域の本件事故後の状況等につき被告準備書面（392）参照）。

このように、同区域においてはそもそも健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来がなかったことに加え、区域の指定解除後は、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことすらも求められなくなったものである。すなわち、区域の指定が解除された平成23年9月30日以後には、「準備」すらも必要なく平常どおりの日常生活を送ることに何らの差し支えがない旨が、区域の解除という政府の行為により担保されるに至ったものといえる。

以上のような経緯を踏まえると、遅くとも平成23年9月30日を超えて、同区域での平穏な生活が阻害された状況が継続したとは評価できない。

¹ 旧緊急時避難準備区域の指定解除に当たっては、同区域を含む市町村において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われた上で、本件事故後の本件原発の施設安全性の観点から区域指定を解除することの妥当性が確認されたこと、原子力災害対策本部により、①水素爆発の発生可能性、②原子炉の冷却失敗（燃料の過熱、溶融燃料・コンクリート反応）の発生可能性及び万一の場合の影響、③使用済燃料プールの冷却失敗の発生可能性、④地震・津波による使用済燃料プールの損壊などの発生可能性、⑤水蒸気などの形で原子炉から放出が続いている放射性物質による影響について評価を行った結果、旧緊急時避難準備区域の指定解除の妥当性が確認され（乙B19）、原子力災害対策本部からの上記確認事項の報告を受けた原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されたことなどから、実際に避難の指示が出されることはないまま、平成23年9月30日、同区域の指定を解除する旨の指示がなされたものである（乙B19）。

(4) 小括

以上のように、旧緊急時避難準備区域においては、屋内退避及びこれに続けて緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域であって、そのような指示のもとで生活をすることにより日常生活上の行動に事実上一定の制約が生じたとみられるという限度においてのみ法律上保護される利益に対する侵害が觀念しうるものであるほか、同区域での平穏な生活が阻害された状況が継続したと評価し得る期間は平成23年9月30日を超えることはない。

2 本件訴訟における田村市都路町又は広野町の居住者に旧緊急時避難準備区域の居住者を超える権利・利益の侵害を認める一般的な理由はないこと

上記1において述べたような旧緊急時避難準備区域の本件事故後の一般的な状況は、本件訴訟における原告らの居住する田村市都路町（世帯番号112）又は広野町（世帯番号144、同145）の旧緊急時避難準備区域についても何ら異なることはない。

すなわち、旧緊急時避難準備区域は本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域から計画的避難区域を除いた区域に指定されたものであり、本件原発との位置関係において原告らの居住地とそれ以外の旧緊急時避難準備区域とで変わることろはない。また、空間放射線量率に関しても、都路町又は広野町の旧緊急時避難準備区域の各測定地点においては、記録がなされている平成23年4月26日以降、いずれも年間被ばく線量20ミリシーベルトに相当する値（毎時3.8マイクロシーベルト）を大きく下回っている。

なお、田村市又は広野町による独自の避難指示については、行政区単位で避難指示を出した方が良いとの田村市又は広野町の独自の判断により、平成23年3月12日に田村市都路町又は広野町の全域に避難指示を行ったとされており、このような田村市又は広野町の独自の判断による避難の呼びかけに応じて避難を実施した住民もいるが、平成23年4月22日には広野町及び警戒区

域を除く都路町（世帯番号112の居住地はこれに該当する。）について屋内退避指示が解除されるとともに緊急時避難準備区域に指定されており、田村市独自の判断による避難指示も同日までの期間に限るものであった²。自治体独自の判断により避難指示等が出され、その後平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に指定された地域は田村市都路町の一部又は広野町に限らないこと（例えば南相馬市は平成23年3月16日、市民に対し一時避難を要請し、同年4月22日、帰宅を許容する旨の見解を示した。中間指針〔乙B5〕・8頁〔「第3」の「対象区域」（6）〕より。）も踏まえれば、田村市都路町又は広野町の旧緊急時避難準備区域の居住者における利益侵害の状況に関し、旧緊急時避難準備区域に属するその他の市町村と別異に解する理由はない。

その他、原告らが主張する事情を踏まえても、田村市都路町又は広野町の旧緊急時避難準備区域において生じたと考え得る法益侵害の内容や程度に関し、他の旧緊急時避難準備区域内の市町村と別異に解する理由はない。

3 小括

以上述べたように、旧緊急時避難準備区域については、住民に生ずる利益侵害の程度やその継続期間がそもそも限定的であり、旧緊急時避難準備区域は、避難指示がなされた区域と比べて、その住民に生ずる利益侵害の程度が格段に小さかったといえる。

旧緊急時避難準備区域の居住者であった原告ら（世帯番号112、同144及び同145）の請求の当否を検討するにあたっては、以上の事情が十分に勘案される必要がある。

² 広野町独自の避難指示は平成24年3月31日に解除されている。

第2 旧緊急時避難準備区域の住民に対する財産的損害の賠償の実情

1 はじめに

本項（「第2」）では、旧緊急時避難準備区域の住民に対する財産的損害の賠償の内容（実施している賠償の項目、支払額の算定方法等）について詳述する³。

2 営業損害、就労不能損害

（1）就労不能損害の賠償

被告準備書面（382）・15頁以下でも述べたとおりであるが、被告は、旧緊急時避難準備区域に居住していた者で、勤務先の事業所の所在地が避難指示区域内であった者に対して、原則として本件事故発生から平成26年2月までの3年間を対象期間として、本件事故がなければ得られたであろう収入の賠償を行っている（乙B228〔平成24年7月24日付プレスリリース『避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（旧緊急時避難準備区域）』〕）。

また、旧緊急時避難準備区域に居住しており、勤務先の事業所の所在地が避難指示区域外であった者に対して、原則として本件事故発生から平成24年12月までの約1年10か月を対象期間として、本件事故がなければ得られたであろう収入の賠償を行っている。

さらに被告は、上記賠償に加えて、旧緊急時避難準備区域に居住しており、勤務先の事業所の所在地が避難指示区域内であった者のうち、就労意思のある者に対して、将来の生活に見通しをつけるための一定期間として、雇用保険法に基づく失業給付（基本手当）の給付日数が原則として最長330日であることを参考に、さらに1年の追加賠償を行うほか、就労が困難となる個

³ 被告準備書面（382）における記述と重複する点もあるが、「旧緊急時避難準備区域の住民に対する財産的損害の賠償」に特化して整理した書面として、本書面における主張を準備する。

別のやむを得ない事情がある場合には事情に応じてさらに個別の対応を実施している。

以上に加えて、被告は、平成24年3月1日以降における就労不能損害の賠償について、平成23年3月11日以降に新たに就労した先の勤め先から得ている収入のうち、一定範囲（月額50万円を上限）については、「特別の努力」により得られた収入として、賠償金から控除せずに支払いを行う取り扱いをしている。そして、被告は、その後、かかる「特別の努力」の考え方をさらに平成23年3月11日から平成24年2月29日までにおける就労不能損害の賠償についても遡及適用することとし、当該項目に該当する賠償金を支払っている。

（2）営業損害の賠償

被告は、旧緊急時避難準備区域の住民の営業損害について、以下のとおり賠償している。

ア 商工業

旧緊急時避難準備区域の個人事業者及び中小法人の事業者（商工業）に対する営業損害の賠償については、本件事故後2年9か月間（平成23年3月～平成25年12月）にわたって、原則として「特別の努力」を適用し、減収額の算定にあたって本件事故後に実際に得られた収入を控除しない算定（本件事故前の収入の100パーセントが失われたとの仮定に基づく算定）による営業損害（逸失利益）の賠償を行っている。

さらに、被告は、旧緊急時避難準備区域について、平成26年1月以降についても、個別具体的な事情に応じて、営業損害の賠償を継続している（乙B227）。また、当該区域で事業を実施していた個人事業主及び中小法人の事業者（商工業者）が元の地域で事業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、平成26年1月以降も風評被害等による損害が発生した場合には個別の事情に応じて賠償を実施している（乙B2

04)。

イ 農林業

旧緊急時避難準備区域等の農林業者に対しては、平成23年3月から平成25年12月までの期間を対象として逸失利益の賠償を行っている。そもそも当該地域の住民において営農自体を禁止されている状況ではなかつたことに加え、緊急時避難準備区域の指定自体も平成23年9月30日に解除されているが、被告の自主賠償基準においては賠償対象期間を平成25年12月までとしているものである。

さらに、旧緊急時避難準備区域及び南相馬市独自の避難要請区域について、平成26年1月以降についても、個別具体的な事情に応じて、営業損害の賠償を継続している（乙B228）。また、個人事業主及び中小の事業者（農林業）が元の地域で事業を再開した場合には、その際に必要な追加的費用に加え、平成26年1月以降も風評被害等による損害が発生した場合には、個別の事情に応じて賠償を実施している（乙B228）。

3 追加的費用（避難・帰宅費用、一時立入費用等）

被告は、このほかにも避難及び避難の過程で要する費用や生活費增加分等についても賠償を行っている。

旧緊急時避難準備区域内の住民は、強制的な避難が求められたものではなく、本件事故直後の時期から放射線量が健康に影響を及ぼす程度ではないとの情報が社会一般に提供されており、その後、平成23年9月30日には同指定が解除されている。これらの状況に鑑みると、同区域において法律上保護される利益に対する侵害があったと認めるにはそもそも疑義があり、少なくとも平成23年9月30日頃以降に関しては本件事故に起因する放射線の影響により平穏な日常生活が相当程度阻害された状況は解消されており、客観的な状況の下で平穏な日常生活が阻害される程度の不安を感じさせるものであったとも認めら

れないものの、居住や立入りの制限はないとはいえ、何らかの生活阻害が生じた可能性があるため、平成24年8月31日までの期間を対象として賠償を実施している。

(1) 移動交通費

「移動交通費」については、本件事故から平成24年5月までは、迅速な賠償金支払いを可能とするため、領収書等の証憑がなくても、原則として移動した日時と手段、経路を申告することによって、一定の標準額（同一都道府県内の移動であれば交通手段や実際の出費額を問わず1回あたり片道500円（ただし、これを超える金額の支出の事情が確認されれば別途賠償される。）、都道府県を超える移動の場合には移動手段が自家用車かその他の手段かに応じてそれぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいた金額。）の賠償に応じている。

このような標準額の設定は、移動元都道府県から移動先都道府県への移動であればどのような地点間の移動であってもその支出を賄うに足りる賠償額となるよう定めたものであり、実際の避難者の住所や避難先如何によっては、実際に生じた支出よりも高額な水準となっている場合も多い。たとえば、福島県から北海道に直接避難した場合、富岡町から札幌市に避難しようが、稚内市に避難しようが、標準交通費は、より遠方である稚内市に避難した場合の費用をも補填できる程度の金額となるように、自家用車による避難であれば6万3000円、自家用車以外による避難であれば4万1000円の賠償が行われている（乙B205・21～22頁、乙B206・21～22頁、乙B215・13～14頁、乙B218・136～145頁）。

さらに、旧緊急時避難準備区域の住民について、平成24年6月以降に関しては、避難等対象者から被告に提出される領収書等の証憑に基づき、被告がその実費を賠償する方式（以下「従来方式」という。）と、避難等対象者が生活の再建や生活基盤の確立に向けて、まとまった賠償金を早期に受領でき

るよう将来分を含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括して一定額を賠償し、避難等対象者においてこの一定額を超える実費を支出したことが領収書等により確認できた場合には、その額を賠償する方式（以下「包括賠償方式」という。）を設けており、被告は、避難等対象者の選択に応じて賠償を実施している。被告は、避難等対象者が従来方式を選択した場合には、帰宅・転居費用として実費を賠償しており、包括賠償方式を選択した場合には、実際の避難の有無や費用等の立証を求めることなく、1回分の帰宅・転居費用の実費相当額として5万円の賠償を行っている。

（2）宿泊費・家賃

被告は、避難・帰宅に伴う宿泊費についても、1人1泊800円までの申告については詳細な状況等を確認せずに実際に要した宿泊費の賠償をしている⁴（なお、800円を超える場合でも具体的な状況を確認の上で個別に賠償を実施している。）。

また、本件事故後から平成23年11月30日までの期間を対象に、避難等対象者に対して、知人・親戚宅への宿泊謝礼実費分として、1世帯あたり1泊あたり200円、1か月で6万円を上限に賠償をしている。

さらに、被告は、避難先が賃貸住宅の場合に負担した賃料等（家賃、礼金、仲介手数料）についても、契約書（写し）及び領収書に基づき賠償をしている（乙B205・22頁、乙B206・22頁、乙B215・14頁）。

なお、旧緊急時避難準備区域においては、区域内の住民に対して強制的な避難が求められたものではなく、平成23年9月30日に同指定が解除され、その後のインフラ復旧や社会的活動の再開状況等を踏まえれば、遅くとも平成24年9月以降において、同区域内で生活を送ることに伴い、本件事故の影響によって法的に保護された権利利益が侵害されている状況が継続してい

⁴ 平成23年12月1日以降の宿泊については、原則として、1人あたり総計5泊を限度に賠償を実施している。

るとは評価し得ないことから、同区域の住民に対しては、平成24年8月31日までの期間を対象として賠償を実施している。

(3) 家財道具移動費用

被告は、家財道具移動費用についても、上記(1)の「移動交通費」と基本的に同様の賠償を行っており、具体的には、自家用車による移動の場合には上記の交通費と同様の標準額、運送業者等による移動の場合には領収書等の証憑に基づいて実費を賠償している(乙B205・23頁、乙B206・23頁、乙B215・15頁)。

平成24年6月以降については、旧緊急時避難準備区域の住民に対して、上記(1)の1回分の帰宅・転居費用の実費相当額として5万円の中に含める形で賠償を行っている。

(4) 生活費増加費用

旧緊急時避難準備区域内の住民に対しては平成24年8月31日までの期間を対象に、精神的損害に係る慰謝料と合算した1か月10万円を基本として賠償している。

加えて、被告は、旧緊急時避難準備区域内の住民に対して、平成24年9月1日から平成25年3月31日までを対象期間として、通院先や通院経路の変更を余儀なくされたこと等による通院交通費等の生活費の増加分として20万円を賠償している。

また、被告は、避難生活の実情も踏まえ、避難等対象者が避難先で購入した生活品について、領収証(等の証憑)に基づき支出の事実の確認をすることを通じて、衣類や布団といった生活必需品やテレビや冷蔵庫、電子レンジといった家電一式、ソファーその他の家具などの購入費用(ただし、食費や電話代などは含まれない。)について、精神的損害の賠償に含まれている通常の生活費の増加分とは別途に個々に賠償している。このような避難先で新規に

購入した家財道具の賠償については、避難指示等対象区域内に残置された家財の代物取得の性格を有するとも考えられるが、残置家財の財物損害の賠償との間での精算は行っていない。また、一時立入費用として「家財道具移動費用」の賠償がなされている場合であっても、持ち出された家具との重複を何ら確認することなく賠償が実施されている。

(5) 同一世帯内移動費用

被告は避難等対象者に対し、本件事故時に同居していた世帯内に本件事故後の避難の過程で家族分離が生じた場合、家族間移動費用として、同一都道府県内の移動であれば1回あたり5000円、都道府県を超えて移動した場合には、移動手段が自家用車かその他の手段かに応じてそれぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいた金額を賠償している。原則として1か月あたり2回までとしているが、これを超える回数、家族に会うために要した費用についても、具体的な事情を踏まえて、賠償を行っている（乙B205・29頁、乙B206・29頁、乙B215・21頁）。

なお、平成24年6月以降については、「包括請求」による賠償を選択することができるが、これを選択しなかった場合には、移動距離に応じて算定される実費概算額を賠償している（乙B205・31頁、乙B206・31頁、乙B207・11～12頁）。

また、旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、平成24年8月末までの期間を対象に、従来方式であれば実費、包括賠償方式であれば、1か月に2回、1回あたり5000円を要することを前提として、1か月あたり1万円、すなわち3万円を賠償している。

(6) 一時立入費用

被告は、避難等対象者に対し、一時立入費用の賠償を実施している。「一時立入費用」として賠償される損害の細目は、「交通費」、「宿泊費」及び「家財

道具移動費用」である。

ア 本件事故から平成24年5月まで

(ア) 交通費

本件事故から平成24年5月までの間、同一都道府県内の移動であれば1人片道1回あたり5000円、都道府県外の移動を伴う場合には、移動手段が自家用車かその他の手段かに応じて、それぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいて賠償をしている。また、これらの金額を超える交通費の支出が確認された場合には、必要かつ合理的な範囲で個別に賠償を実施している（乙B205・24頁、乙B206・24頁、乙B215・16頁）。

(イ) 宿泊費

一時立入に伴って要した宿泊費についても、月1回までを合理的な範囲として、一時立入り1回あたり2泊、1人1泊8000円までの申告については詳細な状況等を確認せずに実費分を賠償している（なお、8000円を超える場合でも具体的な状況を確認の上で個別に賠償を実施している。）（乙B205・25頁、乙B206・25頁、乙B215・17頁）。

(ウ) 家財道具移動費用

被告は、一時立入りに伴って要した家財道具移動費用について、本件事故から平成24年5月までの間、自家用車での移動の場合には一時立入の交通費と同様の賠償を行っているほか、運送業者等による移動の場合には、支出の生じた実費分を賠償している（乙B205・25頁、乙B206・25頁、乙B215・17頁）。

イ 平成24年6月以降

被告は、旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、平成24年8月31

(2) 旧緊急時避難準備区域内の方

賠償項目※3	金額
精神的損害(避難に伴う生活費の増分を含みます)	お一人さまあたり 30 万円(賠償対象期間: 平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。
通院交通費等の生活費の増加分	平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの通院交通費等の生活費増加分としてお一人さまあたり 20 万円。
就労不能損害	当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成 24 年 6 月 21 日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間: 従前のお勤め先が避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く)内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日、それ以外の場合は平成 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日)。 ※ 賠償対象期間後につきましては、具体的なご事情を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。
その他実費等	避難・帰宅等にかかる費用相当額※4 お一人さまあたり 11.7 万円(賠償対象期間: 平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。
	家賃にかかる費用相当額 避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額をお支払い(賠償対象期間: 平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。

※3 中学生以下の方に対する精神的損害(平成 24 年 7 月 24 日お知らせ済み)につきましては、改めてお知らせいたします。

※4 積算上の内訳は次のとおりとなります。今後の精算においては、積算上の請求項目にかかわらず、実際に負担された実費の総額がお支払いした賠償金額を上回る場合に、必要かつ合理的な範囲の超過分を追加でお支払いいたします。なお、交通費については、本文 1.(4) のお取扱いを適用させていただきます。

このような包括請求方式による賠償額は、4 人世帯であれば単純に 4 倍されることになるものであり、避難生活に伴う実費を平成 24 年 6 月以降の時点で将来分を含めて一括して賠償を受けるという包括賠償方式は、実際の支出の有無や金額を問わずに、実費の賠償を先行的に受けることができる仕組みであり、避難等対象者の生活の安定を図るとともに、避難生活の過程において生ずる避難等対象者の精神的苦痛を慰謝する効果を有するものである。

(8) 住宅等の補修清掃費用の賠償

旧緊急時避難準備区域は、政府による避難指示がなされた区域ではなく、また避難を選択したとしても自宅建物等に立ち入って住宅等の管理を行うことに支障はないものの、仮に避難を選択した場合には管理が一定程度困難となる場合もあり得ることから、住宅等に生じた損傷を原状回復するための補修・清掃費用として、定額30万円を標準額として賠償を行っている。本件事故発生から平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用を賠償対象とするほか、当該時点以降に実施された補修・清掃費用についても個別の対応を実施している（乙B228）。

(9) 通院交通費等の生活費の増加分の賠償

旧緊急時避難準備区域は、政府による避難指示がなされた区域ではなく、区域の指定自体も平成23年9月末日をもって解除されているものの、インフラの復旧状況等により通院先や通院経路の変更が生じることがあり得ることに鑑み、「通院交通費等の生活費の増加分」名目にて、1人あたり20万円を一律に賠償している。通院交通費等の生活費が実際に増加したか否かのほか、そもそも通院を行っていたとの事実自体についても何らの確認は求めておらず、子供も含めて、本件事故時の住所が旧緊急時避難準備区域にあった者に対して一律に1人あたり20万円を賠償するものである。

(10) 追加的費用等の小括

以上のとおり、避難生活に伴い必要となる各種の追加的費用については、本件事故発生当初の時期を対象とする「直接賠償（第1期）」及び「直接賠償（第2期）」においては証憑を求めずに申告に基づき支払っているほか、「直接賠償（第3期・簡易請求方式）」及び「直接賠償（第4期・簡易請求方式）」においては従前の賠償実績を超えない請求の場合には支出の内容や金額を何ら申告することなく賠償を受けられる仕組みを採用し、さらには平成24年

6月以降を対象として「包括請求」方式を導入し、実損の有無及び額によらず、かつ個別の立証を求めることなく、将来分を含めた費用相当額について、高い水準であらかじめ一括して賠償を行っている。

そして、このような実費面での損害賠償が先行的に行われることは、避難期間中における避難等対象者の生活の安定に資するところが大きい（支出がなされた後で損害賠償をするというのではなく、先行的にまとまった賠償することは過大な支払いとなるリスクを伴うが、避難等対象者の生活支援の観点からも、このような賠償をすることとしている。）。被告は、そのような避難生活への支援の趣旨も十分に考慮して賠償を行ってきたものである。

4 立木及びしいたけ原木に係る財物賠償

被告は、福島県内（避難指示区域および双葉郡を除く）の山林の立木を所有している者に対し、実際にしいたけ原木として栽培され出荷が予定されていたか否かを問うことなく、所有されている立木の一定割合がしいたけ原木として出荷予定の立木であったとみなして、山林の面積に応じて機械的に立木の財物価値を賠償している。そして、このような賠償を通じ財物価値が全額賠償された後も、立木の所有権は引き続き元の立木の所有者が有するものとしている（乙B225）。

なお、旧緊急時避難準備区域については、以下の算定式により算定している。

$$\text{賠償金額} = \text{立木の時価相当額} \times \text{持分割合} + \text{諸費用}$$

$$\text{立木の時価相当額} = 10 \text{ 円} / \text{m}^3 \times \text{対象地の面積} (\text{m}^2)$$

5 学童補償（避難等に関連した学校生活等における精神的損害）

被告は、平成25年2月4日のプレスリリースで公表したとおり、本件事故時に旧緊急時避難準備区域内に居住していた者のうち、平成24年9月1日当時中学生以下又は18歳以下の高等学校に在学中の者に対し、「避難等に関連した学校生活等における精神的損害」に対する賠償金として、1人35万円を

一律に賠償している（乙B235）。

6 小括

以上みたとおり、営業損害、就労不能損害、避難費用等の賠償は、いずれも旧緊急時避難準備区域の住民の生活および生活基盤の回復に密接に関連するものであり、その賠償基準の内容は、避難生活中の苦痛を軽減し、新たな生活の再開等に資するよう、「特別の努力」による収益の賠償からの不控除、相対的に長期にわたる就労不能・営業損害の賠償や実損の発生に基づかない損害発生の推認等を繰り返して賠償しているものであり、旧緊急時避難準備区域の住民の避難生活の支援やその生活回復に必要な資金の填補のために、旧緊急時避難準備区域の住民にとって有利に、十分な賠償を行う、という視点が貫かれている。

そして、このような財産的損害の賠償がなされることは、原告らの本件事故による精神的苦痛を慰謝する効果を持つものであることに間違いはなく、精神的損害の名目として支払われている金額のみが、原告らの精神的苦痛を慰謝するものではない。

このような請求者に有利な形での裁判外の支払を通じ、被告は、訴訟に至ることなく速やかに多数の被害者との間で裁判外での賠償を実施し、自主的紛争解決を促進することを一貫して目指してきたものである。かかる観点から、各種の損害項目については、被害が大きいであろう場合を念頭に置いた賠償基準を設定した上で、一律にこれを適用・運用してきた。このような賠償基準を設けた場合には、個々人についてその損害を精密に見れば実損害を超える支払いをする結果になることも予想はされるが、極めて多数の被害者との賠償合意を形成する上ではそのような事態もやむを得ないものと考えており、そのような判断の下で賠償を行ってきたものである。本訴訟においてもこのような考え方については何ら変更はなく、実損害を超える賠償が実施されているとの事実を被告が指摘することは、これまでに実施した裁判外での賠償金の支払について

原告らに対して本訴訟上その返還を求め、あるいはその効果を覆滅することを意図するものでもない。

このように、原告らが本訴訟では「精神的損害」のみを取り上げて訴訟上の請求をするとしても、訴訟外では上記のとおり各種の財産的損害等に対して被害者側に有利となるような損害認定を繰り返し行うことにより既に相当額の賠償がなされていることについては、原告らの請求の当否の判断すなわち既に支払われた賠償金では填補されていない未払いの損害があるか否かの判断において、十分に考慮されるべきである。

以上